

避難行動要支援者の支援

東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、**65歳以上の高齢者の死者数は約6割**であり、**障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍**に上りました。

また、**消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名**、**民生委員の死者・行方不明者は56名**に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の命を守るため、「**松戸市避難行動要支援者名簿**」の登録制度を実施しております。

・松戸市避難行動要支援者名簿登録制度とは？

災害が発生したときに、高齢者や障がいのある方（避難行動要支援者）で、一人で避難することが困難な方に、ご本人の希望に基づき、普段から市の名簿に登録していただくものです。

・名簿の使い方は？

地域の中で、安否確認や避難誘導等が行われるための仕組みづくりを、地域の皆さんとともに進めるため、市の名簿に登録した情報は、災害時に地域の中で速やかに避難や安否確認が行われるよう、普段から町会・自治会など避難を支援する方々と共有します。

また、災害時だけでなく、普段からの見守り活動や避難訓練等にも活用されます。

・対象者は？

- ①介護認定者（要介護3・4・5）
 - ②障がいのある方（身体障害者手帳1・2級、他）
 - ③一人暮らしの65歳以上の高齢者
 - ④上記以外で、事情により支援が必要な方
- ※施設に入所されている方は対象となりません



・登録方法は？

登録申請書をご提出いただく必要があります。市より対象者へ、順次登録のご案内を郵送しておりますが、ご案内が届いていない場合でも、申請いただくことができますので、ご希望の方には郵送いたします。

避難支援を行うために

災害発生直後は、行政による救助活動（公助）は、すぐには行えません。

そのため、避難行動要支援者の迅速な避難支援を行うためには、**地域の皆さん・隣近所の皆さんが協力し助け合う「共助」が重要**になります。

あいさつや行事などを通じて、日頃から地域の皆さんと避難行動要支援者が交流する機会を持ちましょう。

